

臨床実習における電子カルテ適正利用及び情報漏洩防止について

病院で実習に参加する学生は、患者情報（診察記事、傷病名表、検査結果、報告書、手術記録、麻酔記録、サマリー、処方・注射・処置・輸血等の情報、放射線や超音波等の医用画像、心電図等の波形、検温表、看護記録等のコメディカル記録、カンファレンス記録、その他患者の診察に関わる情報）に関して、禁止されている行為がありますので、電子カルテ利用等については以下のことに注意してください。

- ① 臨床実習対象患者以外の患者情報の参照は禁止されています。
- ② 学生を含め、すべての電子カルテ利用者は、ユーザーIDによって履歴が記録されています。利用者名、利用日時、利用端末、患者ID等は記録されています。
- ③ 学生によるカルテ印刷は原則できません。
- ④ 学生は、自らが記載した診察記事については印刷できます。通常は、印刷物の上部には、患者ID、患者氏名が印刷されますが、学生による場合では、印刷されません。
- ⑤ 画面のハードコピーはしないでください。
- ⑥ 画面をスマートフォンなどで撮影しないでください。
- ⑦ 電子カルテからの患者情報や画面イメージの印刷をしないでください。
- ⑧ スマートフォンなどを電子カルテPCで充電しないでください。外部にインターネット接続されてしまいます。
- ⑨ USBメモリーは使用できません。電子カルテPCにUSBメモリーは接続しても認識しません。学生は情報処理課データ管理室に入室できません。

- ⑩ 診療情報管理室の閲覧室（1号館1階）は、24時間利用ができます。プリンターは設置されていません。
- ⑪ 個人のPCへ、患者ID、患者氏名などを記録しないでください。
- ⑫ USBメモリー等の電子媒体への患者情報を含むデータの保存はしないでください。
- ⑬ 紙カルテをコピーしないでください。

※診療情報管理室（電子カルテ閲覧場所）利用上の注意

- ・ 飲食禁止。
- ・ 静かに利用し、騒がないこと。
- ・ 室内を散らかさないように利用すること。
- ・ 室内に落書きをしないこと。
- ・ 撮影禁止。

以 上